

いじめ防止等対策の取り組みについて

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	研修等で意識啓発を行った。	引き続き研修等で意識啓発を行った。	
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的に開催することができた。	引き続き定期的に開催している。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	実施している。	引き続き、実施している。	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	研修等で周知した。	引き続き、研修等で周知した。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	研修等で周知した。	引き続き、研修等で周知した。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	研修等で周知した。	引き続き、研修等で周知した。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	研修等で周知、弓削商船高等専門学校いじめ対策委員会規則に役割を定めている。	引き続き、研修等で周知した。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	グループウェアや委員会等で共有している。	引き続き、グループウェアや委員会等で共有している。	
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	いじめ対策委員会において確認している。	引き続き、年度末に点検を実施し必要に応じて改正している。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートを年4回以上実施し、内容を委員会等関係教職員間で共有している。	引き続きアンケートを実施している。また、アンケートの設問を見直し、「いじめ」という直接的表現を避けた。	令和5年5月実施済み。
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	グループウェア等で共有している。	引き続き、グループウェア等で共有している。	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	実施している。	引き続き、全学年へのオンライン研修を実施している。	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	研修内で実施している。	引き続き、研修や学生に配布しているチラシに記載することで実施している。	
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	定期的実施しているアンケートや、学校で作成しているいじめに関するチラシにより取り組みを推進している。	引き続き、定期的実施しているアンケートや、学校で作成しているいじめに関するチラシにより取り組みを推進している。	
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	周知している。	引き続き、学校HPで周知している。	
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	徹底している。	引き続き、いじめ対策委員会において徹底している。	
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	いじめ対策委員会で外部の有識者の意見を取り入れている。	引き続き、いじめ対策委員会において外部の有識者の意見を取り入れている。	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	いじめ対応フローに定めている。	いじめ対応フローに定めている。	